

中小企業オーナー社長のための、令和5年度(2023)税制改正大綱まとめ

土井会計事務所
<https://www.doikaikei.com/>

増減税	改正項目	改正内容	適用時期	コメント
↗ 増	法人税に新たな付加税	防衛財源確保のため、法人税額から500万円を差し引いた金額に4%~4.5%の付加税を課す。	未定	中小企業でも、課税所得(税前利益)2,400万円以上なら増税
↘ 減	800万円以下の軽減税率延長	本則23.2%に対し、800万円以下15%を2年延長	2025年3月31日開始事業年度まで延長	毎期の800万円以下の軽減税率率は有効に使いましょう。毎年90万円得!
↘ 減	中小企業投資促進税制延長	設備投資額の30%特別償却(資本金3,000万円以下なら7%税額控除)できる制度を2年延長。	2025年3月31日取得分まで	中小企業が一番使いやすい設備投資減税
↘ 減	経営強化税制の延長	資本金1億円以下の中小企業が経営力向上計画の認定を条件に、即時全額償却又は税額控除(10%又は7%)できる制度。2年延長。	2025年3月31日取得分まで	事前手続きは面倒だが、大きな減税制度
↘ 減	つみたてNISA枠を3倍に	現行のつみたてNISAの年40万円の枠を、3倍の120万とし、制度を恒久化。NISA口座内では売却益が無期限で非課税に。	2024年1月から	つみたてNISAで120万円、成長投資枠で240万円、最大年間360万円投資可能。
↘ 減	成長投資枠NISA新設	これまでの一般NISAを廃止し、成長投資枠で年240万円。NISA口座内では売却益が無期限で非課税。	2024年1月から	つみたてNISAと合わせて買付額累計で1,800万円まで。売却して枠が空けば、再投資も可能!
↘ 減	長期所有土地等の買換え特例の延長	10年超所有する土地等から他の土地等への買換え特例について3年間延長	2026年3月31日までの譲渡	一番使いやすい買換え特例
↗ 増	相続税の生前贈与加算期間を延長	現行では、相続開始前3年間に受けた贈与を相続財産に加算。それを、4年間伸ばして7年間分を加算。	2024年1月1日以降の贈与分	令和5年中の贈与は、3年以内分だけ加算。
↘ 減	相続時精算課税で非課税枠	父母、祖父母から2,500万円まで贈与税を非課税にする制度で、年間110万円までは非課税で申告不要になる。	2024年1月1日以降の贈与分	これまでは、一旦相続時精算課税を選択するとすべての贈与を申告する必要があった。
↘ 減	教育資金贈与特例の延長	1人当たり最大1,500万円の贈与税非課税の制度を3年延長	2026年3月末までに抛出されるものまで延長	学校卒業までの費用を孫に一括して渡すことができる
—	電子取引の検索機能確保要件の緩和	出力書面の提示ができ、税務署長が相当の理由があると認めた場合、電磁的記録を保存さえしていれば、検索できなくてもOK	2024年1月1日以降の取引分	相当の理由の程度が不明
—	消費税インボイス制度少額の返還インボイスは不要	1万円未満の値引きや振込手数料の売り手負担額については、返還インボイスを不要とする。	2023年10月1日インボイス制度スタート時点から	振込手数料差引後の入金、手間が増えなくて済む。
↘ 減	消費税インボイス制度免税事業者は2割納税	基準期間の課税売上1,000万円未満の免税事業者が適格請求書発行事業者(課税事業者)登録する場合、受け取った消費税の2割にできるように。	2023年10月1日インボイス制度スタートから3年間のみ。	3年間は簡易課税よりも納税額が少なく済む。